

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用要領

制定 平成 18 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（以下「条例」という。）に係る運用基準等に関し、必要な事項を定める。

(対象契約)

第 2 条 条例第 2 条第 3 号及び 4 号に定めるものは、次の条件を満たす契約とする。

(1) 経常的かつ継続的なもので、毎年繰り返し、切れ目なく履行が行われるもの

(2) 毎年 4 月 1 日から現に役務の提供を必要とするもの

(契約期間)

第 3 条 契約期間は、3 年を目安とし、原則 5 年を上限とする。設定にあたっては、商習慣上定められるもの、事業継続の目途、減価償却期間などを勘案して適切に行なう。期間の満了と同時に契約内容を見直すものとし、自動継続は認めない。

(契約金額)

第 4 条 契約金額は、月額または年額を記載する。

(解除条件付条項)

第 5 条 契約書中に「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額に減額及び削除があった場合は、本契約は解除する。」旨を明記するものとする。

(契約の時期)

第 6 条 条例第 2 条に定める契約は、新年度予算が執行可能となる前に入札・契約締結をすることができるが、その時期は履行開始の属する年度における予算措置の裏づけの観点から、新年度予算議決後でなければならない。なお、財務システムの支出負担行為日は 4 月 1 日となる。

(法令、規則等の適用)

第 7 条 長期継続契約に関する契約事務に係る法令、条例、規則等の適用については契約期間内における契約金額総額により判断するものとする。

(適用除外)

第 8 条 長期継続契約に合致する契約であっても、次に掲げる場合は債務負担行為を設定するものとする。

- (1) 契約期間における契約総額が 500 万円以上のもの
- (2) 前号以外で、後年度に所要額の予算措置を義務付けるもの

附 則

(施行期日)

- 1 この運用要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この運用要領の施行前に締結された契約については、その契約期間の満了する日まで有効とする。